

## 公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和8年1月16日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区情報セキュリティ監査等業務委託

#### (2) 業務内容

本業務は、区の情報セキュリティポリシーに基づき実施している情報資産の管理、各種情報システムの保守・運用等の情報セキュリティ対策について、第三者による独立かつ専門的な立場から、基準等に準拠して適切に実施されているか否かを点検・評価し、問題点の確認、改善方法等についての検討、助言、指導を行うことによって、区の情報セキュリティの向上に資することを目的とする。

以上を踏まえ、以下の業務を実施すること。

#### ① 外部監査・フォローアップ監査・基幹システム外部データセンター監査・基幹システムオペレーションセンター監査実施

客観的な情報セキュリティ監査基準に基づき、区の実情にあった監査項目を抽出し、監査対象における世田谷区情報セキュリティポリシー等への準拠性について、助言型監査を実施する。

#### ② 内部監査・セルフチェック実施支援

区が実施する内部監査について、客観的な情報セキュリティ監査基準に基づき、区の実情にあった監査項目を抽出して監査チェックシートを作成するとともに、監査結果の取りまとめ及びセキュリティ向上のための提言を行う。

また、区が実施するセルフチェックについて、セルフチェックシートの作成を支援し、結果の取りまとめ及びセキュリティ向上のための提言を行う。

#### ③ 共通基盤システム監査実施

監査ガイドラインに記載されている「β'モデルを採用する場合の追加監査項目」及び「β・β'モデルを採用する場合の組織的・人的対策に係る監査項目」への準拠性について、助言型監査を実施する。

#### ④ 標的型攻撃メール訓練実施

疑似攻撃メールを送付し、標的型攻撃メールの訓練を実施する。

#### (3) 履行期間

令和8年4月中旬頃から令和9年3月31日まで

※前年度の履行内容が良好と認められること、予算が区議会で議決され、配当されることを条件として令和10年度まで単年度ごとに契約を行う。

## 2 説明書の交付期間、場所及び方法

- (1) 交付期間 令和8年1月16日(金) 午前9時から  
令和8年1月30日(金) 午後5時まで
- (2) 交付場所 区ホームページで公開  
区ホームページTOP画面≫事業者の方へ≫現在実施中のプロポーザル情報≫その他・区政に関すること≫「世田谷区情報セキュリティ監査等業務委託」公募型プロポーザルの実施について  
または区ホームページTOP画面≫ページ番号「30515」で検索

## 3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む)の規定に該当しないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) ISO/IEC27001またはJIS Q 27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」認証を受けていること。
- (7) 本業務を行う監査人のうち、チームリーダーを含めた複数名(主監査人及び主監査人補佐)が、以下のいずれかの資格を有していること。
  - ① ISMS主任審査員又は審査員
  - ② 公認情報システム監査人(CISA)
  - ③ システム監査技術者
  - ④ 公認システム監査人(CSA)
  - ⑤ JASSA公認情報セキュリティ主任監査人又は公認情報セキュリティ監査人
- (8) 令和3年度以降、官公庁で情報セキュリティ監査業務を実施した実績を有していること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者との関係を有する者ではないこと。
- (10) 「世田谷区情報セキュリティ監査等業務委託審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。審査委員会の構成員は次のとおり。  
委員長：DX推進担当部長 相馬 正信

委員：DX推進担当部DX推進担当課長 齊藤 真徳  
DX推進担当部副参事（共通基盤担当） 山口 誠司  
総務部区政情報課長 田中 茂樹

#### 4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

#### 5 提案書を特定するための評価基準

- (1) 提案全体を通しての説得力、わかりやすさ（資料編集・提示能力の高さ）
- (2) 各業務における実施手法の具体性、的確性、スケジュールの妥当性、世田谷区の負荷軽減に向けたアイデア等
- (3) 情報セキュリティに関する最新の専門知識、国や自治体の動向に関する広い知見
- (4) 契約締結後に区より提示する世田谷区の情報セキュリティポリシー関連規程類、ネットワークや基盤システムの構成及び運用方法等に準じた業務の実施体制
- (5) 本件業務プロジェクトマネジメント手法の妥当性
- (6) 事業者及び業務責任者や主従事者の実績、経歴、当該事業者のみ実現できる付加価値等
- (7) 見積金額

#### 6 参加表明書の提出期限、場所及び方法

参加を希望する場合は、以下の必要書類等を提出すること

##### (1) 提出書類等

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②業務実績書（様式第2号）
- ③参加要件3（5）（6）（7）を満たすことを証明する資料（写しで可）

##### (2) 提出形式

① 上記（1）②について、下記のとおり提出すること

ア 正本 1部

A4判、両面刷りとし、様式に従い会社概要、実績概要を明記すること。

イ 副本 1部

上記正本と同じだが、提案者を判別できるような情報、印、会社ロゴ、文言等を記載しないこと。事業者名等の欄は空欄とすること。

② 上記（1）①及び③を全て1部ずつ提出すること

(3) 提出期限 令和8年1月30日（金）午後5時まで（時間厳守）

(4) 提出方法 「9 担当所管課」の窓口まで持参または郵送（必着）のいずれかで提出すること ※受付時間は午前9時～午後5時とする（土・日曜日、休日及び祝日を除く。）

(5) 参加辞退 参加申込をしたにもかかわらず選定を辞退する場合は、「9 担当所

- 管課」宛、提案辞退届（様式第3号）を持参又は郵送にて提出すること  
(6) 参加表明者の資格を確認後、各参加表明者宛に郵送にて提案招請通知を送付する。  
(2月2日(月)発送予定)

## 7 提案書及び見積書の部数、提出期限、提出方法

提案書を提出する場合は、以下の参照資料の内容を踏まえて、提案書等の必要書類等を提出すること ※公平を期するために、下記(2)以外の資料提出は認めない。

### (1) 参照資料

「世田谷区情報セキュリティ監査等業務委託 説明書 兼 提案要求仕様書」

### (2) 提出書類

①提案書

②見積書

### (3) 提案書に記載する項目

世田谷区の自治体としての特性を踏まえ、以下①～⑩の順序で記載すること。

- ① 情報セキュリティに関する最新の動向を踏まえた提案全体を貫くコンセプト
- ② 全体スケジュール及び世田谷区の負荷軽減に向けたアイデア
- ③ 外部監査、フォローアップ監査及び基幹システム外部データセンター監査の実施手法
- ④ 内部監査の実施支援手法
- ⑤ セルフチェックの実施支援手法及びチェック項目内容の改善に向けたアイデア
- ⑥ 共通基盤システム監査の実施手法
- ⑦ 標的型攻撃メール訓練の実施手法
- ⑧ 世田谷区情報セキュリティポリシー改正の支援手法
- ⑨ 契約締結後に区より提示する区の情報セキュリティポリシー関連規程類、ネットワークや基盤システムの構成及び運用方法等に準じた業務実施体制及び業務進捗マネジメント手法
- ⑩ 事業者及び業務従事予定者の実績・経歴等

#### 【事業者について】

令和3年度以降、官公庁で情報セキュリティ監査業務を実施した実績を記すこと。

#### 【業務従事予定者について】

代表権を有する者から順に組織図の形式で、役職及び氏名を記載した業務従事予定者一覧（同種プロジェクトの実績、スキル指標、経歴、著作、資格等を含む）を添付すること。

監査業務を行う監査人については、チームリーダーを含めた複数名（主監査人及び主監査人補佐）が、有している以下のいずれかの資格及び自治体や省庁で稼働している基幹業務システム及び共通基盤システム（電子メール

や職員ポータル等の庁内で共通するシステム)の情報セキュリティ監査を実施した実績を記すこと。

- ア I SMS主任審査員又は審査員
- イ 公認情報システム監査人(CISA)
- ウ システム監査技術者
- エ 公認システム監査人(CSA)
- オ JASA公認情報セキュリティ主任監査人又は公認情報セキュリティ監査人

⑪ 納品予定物件一覧

物件ごとに内容の概要を記すこと。

⑫ その他の追加提案事項等

提案限度額の範囲内で本仕様書において求める項目以外の実施内容など。また、追加提案事項以外においても、実施に伴い想定されている区の問題点や課題、区に確認すべき事項等があれば、本項においてあわせて記載のこと。

(4) 提案書作成要領

- ①Microsoft Office PowerPointで作成すること。
- ②様式は自由形式とする。ただし、提案書の記載項目を網羅すること。
- ③20ページ以内(表紙含む)で作成すること。
- ④表紙に以下の事項を記載すること。

(ア) あて名

世田谷区

DX推進担当部 DX推進担当課

(イ) タイトル

世田谷区情報セキュリティ監査等業務  
委託 提案書

(ウ) 提出年月

令和8年〇月(〇には提出月を記載)

(エ) 事業者名

(5) 見積書

様式は自由とするが、内容、工程ごとの内訳金額、税額、合計金額等がわかるように、詳細に作成すること

(6) 提案書、見積書の提出形式

- ①正本 1部(データ)
- ②副本 1部(データ)※

※表紙、本文等から提出者名(社名)が判断できるような記載を全て除いたもの。

(7) 提出期限 令和8年3月9日(月)午後5時まで(時間厳守)

(8) 提出方法 申請フォームよりアップロードすること。

フォームのURLは招請した全ての事業者宛てに電子メールで送付する。

## 8 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(5) 費用負担

参加申込書及び提案書の作成ならびに提出にかかる事業者の費用については、世田谷区では一切負担しない。

(6) 提出物の取り扱い

本選定の過程において事業者から提出された資料等については返却しない。

(7) 透明性・公平性の確保

透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成13年3月13日、世田谷区条例第6号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

(8) 契約

事業者選定後、区と選定者の協議により、最終的な仕様を決定し、後日契約する。

(9) 事業詳細

詳細は説明書による。

## 9 担当所管課

〒154-0016

世田谷区弦巻2-23-1 世田谷区事務センター

世田谷区DX推進担当部DX推進担当課 高橋、玉木

電話：03-3439-1511 FAX：03-3439-2541